

法務省矯少第 9 1 号

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

改正 令和 4 年 3 月 2 9 日法務省矯少第 4 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 8 日法務省矯少第 2 0 5 号

令和 8 年 3 月 1 9 日法務省矯少第 6 5 号

矯正管区長 殿  
少年院長 殿  
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）  
少年鑑別所長 殿（参考送付）  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 川 新 二  
（公 印 省 略）

#### 矯正教育の内容について（通達）

標記について、下記のとおり定め、少年院法（平成 2 6 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）の施行の日（平成 2 7 年 6 月 1 日）から実施することとしたので、平成 2 7 年 5 月 1 4 日付け法務省矯少第 9 2 号当職通達「矯正教育課程に関する訓令の運用について」に規定する矯正教育課程ごとの矯正教育の目標を達成するために重点的に実施すべき指導内容の細目に応じ、その適正な運用に配意願います。

#### 記

##### 1 全般的事項

- (1) 矯正教育の内容は、在院者が過去を振り返ることや健全な心身を培うための経験を通じて、これまでの生活や自己の行為と向き合い、自身の課題解決に取り組むとともに、長所を伸ばし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を身に付けるためのものであること。また、医療、運動、外部交通その他の在院者の処遇との関連を十分に考慮して構成すること。
- (2) 矯正教育の実施に当たっては、下記 2 から 6 までの指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的に行うとともに、処遇の段階に応じた段階的、発展的なものとなるよう配意すること。また、必要に応じ、矯正教育の時間帯に限らず全ての時間帯を通じ、その時々々に生起する生活上の問題に関連付けて、適時適切に実施するよう配意すること。

- (3) 法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づく矯正教育を実施するに当たっては、在院者に自己の犯罪又は非行による被害を直視させ、慰謝の気持ちを涵養するとともに、謝罪や被害弁償等について具体的に考えさせるよう配意するほか、在院者自身が被害体験等を有する場合があることに十分配慮すること。
- (4) 在院者の再犯・再非行の防止を図る観点から、法第 44 条の規定による支援との連携が適切に図られるよう配意すること。
- (5) 在院者に対し、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるに当たっては、法第 40 条第 1 項の規定により、事業所の事業主、学校の長、学識経験のある者その他相当と認める者に積極的に委嘱して矯正教育の援助を行わせるほか、ICT 機器の活用等により、実践的かつ効果的な内容となるよう努めること。特に、職業指導、教科指導及び特別活動指導においては、一般社会で行われている仕事や教育活動、社会活動に関わる機会が増えるよう努めること。
- (6) 仮退院（第 5 種少年院在院者にあつては、退院）後における保護観察との一貫性を保つとともに、支援者を含む様々な健全な大人との関係を構築する観点から、更生保護官署等の関係機関や福祉施設、NPO 法人等の民間協力者等と有機的に連携できるよう努めること。また、保護者その他相当と認める者から必要な協力を得られるよう努めること。
- (7) 矯正教育の内容は、少年院が所在する地域の特性等を十分に考慮したものとすること。

## 2 生活指導（法第 24 条）

- (1) 生活指導の細目及びその細目に応じた指導内容は、次に掲げるものとする。
  - ア 基本的生活訓練
 

基本的な生活習慣、遵法的・自律的な生活態度、適切な対人関係の持ち方及び保健衛生に関する正しい知識を身に付けることを目的とした指導
  - イ 問題行動指導
 

非行に関わる意識、態度及び行動面の問題を改善することを目的とした指導
  - ウ 治療的指導
 

資質、情緒等の問題の変容を支援することを目的とした指導
  - エ 被害者心情理解指導
 

犯罪被害者等の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちを涵養することを目的とした指導
  - オ 保護関係調整指導
 

保護者その他相当と認める者との関係を改善し、適切に維持し、又は調整することを目的とした指導
  - カ 進路指導

進路選択、生活設計を明確にし、社会復帰に対する心構えを身に付けることを目的とした指導

- (2) 特定生活指導は、法第 24 条第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに少年院法施行規則（平成 27 年法務省令第 30 号）第 16 条の 3 各号に掲げる事情を有する在院者に対し、その有する事情の改善を図る生活指導とし、その種類及び内容は、別表 1 に掲げるとおりとすること。なお、特定生活指導に当たっては、上記（1）のアからカまでの指導内容を組み合わせること。

### 3 職業指導（法第 25 条）

- (1) 職業指導の細目及びその細目に応じた指導内容は、次に掲げるものとする

#### ア 職業生活設計指導

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導

#### イ 職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導

- (2) 上記（1）のア及びイの細目における実施種目は別表 2 のとおりとし、職業指導を行うに当たっては、この中から選択して実施すること。また、職業能力開発指導を行う場合においては、別に資格取得講座を設けて実施することができること。

- (3) 少年院の長は、実施種目を施設の設備、対象者の特性、雇用情勢等を勘案して定めるものとし、実施種目を新設する場合又は現に実施している実施種目を廃止する場合は、あらかじめ当職の認可を受けること。

### 4 教科指導（法第 26 条）

- (1) 教科指導の細目及びその細目に応じた指導内容は、次に掲げるものとする

#### ア 義務教育指導

義務教育未終了者に対する、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導

#### イ 補習教育指導

義務教育終了者に対する、社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせることを目的とした教科に関する指導

#### ウ 高等学校教育指導

(ア) 高等学校への編入若しくは復学又は大学等への進学のため、高度な学力を身に付けることが必要な者に対する、高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導

(イ) 義務教育終了者のうち、就労等のために高度な学力が求められるものに対する、高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導

- (2) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在籍する在院者については、

在籍する学校及び在籍する学校を管轄する教育委員会と連携し、在籍する学校の指導カリキュラムや教材等の情報提供を受けるなどして、在院者に対し、在籍する学校が実施している教科の内容に応じた教科指導を実施することができるよう努めること。

5 体育指導（法第 28 条）

- (1) 指導内容は、各種スポーツ、ダンスなどを通じて、健全な身体の発達を促し、運動能力や健康で安全な生活を営む能力を育成することを目的とした指導とすること。
- (2) 日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、順法の精神や協調性を育むよう留意すること。

6 特別活動指導（法第 29 条）

- (1) 特別活動指導の細目及びその細目に応じた指導内容は、次に掲げるものとする。

ア 自主的活動

在院者の生活集団において係を分担して行う役割活動等の自主的実践的な活動や在院者の自主的な計画に基づく諸活動を通じて、自主性・自律性を育成することを目的とした指導

イ クラブ活動

スポーツや文化、科学等の特定の趣味や関心を中心に集団を編成し、これらを通じて、学ぶ意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資することを目的とした指導

ウ 情操的活動

文学、美術、音楽などの鑑賞や創作活動を通じて、美的及び道徳的な情操の涵養並びに生命尊重に資することを目的とした指導

エ 行事

例えば、進級式、文化祭、運動会、収穫祭等、儀式的、学芸的、体育的、勤労生産的活動等を通じて、協力してより良い少年院生活や社会生活を築こうとする自主的、協同的な精神を養うことを目的とした指導

オ 社会貢献活動

例えば、公共施設における清掃活動、福祉用具の整備、点字への翻訳等、社会に有用な活動を通じて、自己有用感、規範意識、社会性の向上等を図ることを目的とした指導

- (2) 特別活動指導は、上記 2 から 5 までの指導と関係させた総合的な内容とし、体験的な活動を積極的に取り入れること。

別表 1

事	情 名	称 内 容
法第24条第3項第1号に掲げる事情	被害者の視点を取り入れた教育	非行の重大性や被害者の現状や心情を認識するとともに、被害者やその家族等に対する謝罪の気持ちを持ち、誠意を持って対応していくことを目的とした指導
法第24条第3項第2号に掲げる事情	薬物非行防止指導	薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とした指導
規則第16条の3第1号に掲げる事情	性非行防止指導	性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行せずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的とした指導
規則第16条の3第2号に掲げる事情	暴力防止指導	暴力又は暴力的な言動により問題解決を図ろうとする認知の偏りや自己統制力の不足を理解し、暴力的な言動に頼らずに生活する方法を身に付けることを目的とした指導
規則第16条の3第3号に掲げる事情	家族関係指導	非行の要因となった家族の問題を正しく認識し、保護者その他家族に対する適切な関わり方を身に付けることを目的とした指導
規則第16条の3第4号に掲げる事情	交友関係指導	交友関係の問題や影響を振り返るとともに、健全な生活に適応し、向社会的な交友関係を築くことを目的とした指導
規則第16条の3第5号に掲げる事情	成年社会参画指導	成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与等を目的とした指導

別表 2

	種 目
職業生活設計指導	職業生活設計指導科
	職業生活技能向上指導科
職業能力開発指導	製品企画科
	総合建設科
	自動車整備科
	ICT技術科
	生活関連サービス科
	介護福祉科